

項番	問合せ例	回答
1	高齢者元気ハツラツ商品券とは何ですか。	毎年4月1日時点で都城市に住民登録があり、75歳以上の方に配布する商品券です。都城市内の取扱店舗で利用できます。
2	商品券は何円分ありますか。	対象者1人当たり5千円分の商品券を交付します。(1,000円券5枚つづりの商品券) 商品券の内訳は、地元応援券2枚、共通券3枚となります。
3	地元応援券とは何ですか。(紫色の券)	宮崎県内に本店や本社がある取扱店舗で利用可能な商品券です。 ※取扱店舗にはポスターが掲示されています。
4	共通券とは何ですか。(緑色の券)	取扱店舗であれば全店舗で利用可能な商品券です。 ※取扱店舗にはポスターが掲示されています。
5	誰が対象になりますか。	毎年4月1日(基準日)時点で都城市に住民登録があり、75歳以上の方が対象です。(年度内に75歳になる方を含む)
6	商品券はいつ、どのように届くのか。	7月下旬から9月末にかけて順次発送予定です。 発送方法は「ゆうパック」で、対面での受取が必要です。(郵便受、置き配等非対応)
7	対面での受取ができない場合は、どうしたらいいか。	不在票を投函することになっていますので、郵便局へ再配達等の手続きを行ってください。
8	申請が必要ですか。	申請は不要です。 ただし、相続等で対象者本人以外が受け取りをする場合には、手続きが必要となる場合があります。
9	どこで利用できるのか。	同封の店舗一覧表を参照してください。最新情報は随時HPに掲載します。 店舗登録は、商工会議所、各商工会で、随時、受けつけています。 ※取扱店舗にはポスターが提示されています。
10	いつから利用できますか。	毎年9月1日から翌年の1月31日まで利用可能です。
11	おつりは出ますか	おつりは出ません。商品券の額面を超えた金額分は現金等でお支払いください。
12	商品券で購入できない商品はありますか。	たばこや換金性の高い物(ビール券、図書券、切手等)は購入することができません。
13	商品券を紛失した。再発行してもらえるか。	紛失、破棄等により現物を持っていない場合は再交付できません。

項番	問合せ例	回答
14	商品券が破れた(濡れた)際の交換は可能か。	商品券が汚損または破損した場合、商品券であることが確認できる場合で、おおむね現物の3分の2以上が残っている場合のみ対応します。交付等申請書兼受領書を記載してもらい、福祉課で交換いたします。
15	転居して、現在都城市にいないが届くか。	基準日時点で住民基本台帳に記録されていれば送付対象です。郵便局で転送手続をされていれば転居先の住所に届きます。転送手続をされていない場合や転送手続きのタイミング次第では、一度福祉課へ返送されるので、転居先を確認して再送します。ただし、都城市内の取扱店舗でのみ利用可能です。
16	介護施設や病院に入所・入院中ですが、自宅に届きますか。	基準日時点における、住民基本台帳の住所地宛に送付しております。郵便局で転送手続きをされていれば、施設や病院宛に送付されます。
17	亡くなった対象者の商品券はもらえないか。基準日時点では存命だった。	福祉課への返送が確認後、相続人への手渡しは可能です。ただし、交付等申請書兼受領証及びその他書類(遺言書、又は法廷相続人が分かる公的証明書等)、相続人が2名以上いる場合は、上記の書類に加えて、交付にあたっての同意書が必要になります。※遺産相続に関する書類がない場合は、死亡者の出生から死亡までの戸籍が必要となります。約2,000円～4,000円程度手数料が必要になる場合があります。
18	同一住所の別世帯で、一方は届き他方は未着であるが、送付漏れではないか。	送付時期が市内全域に満遍なく分散するよう、また、郵便局(配達員)への負担軽減のため複数回に分けて配送します。そのため、同一住所で別世帯の場合でも送付日が異なる場合があります。
19	近く転出予定のため、配達を急いでほしい。	郵便局への負担軽減のため個別の対応は行っておりません。

項番	問合せ例	回答
20	封筒は届いたが、商品券が入っていなかった。	今回の対象者は75歳以上と年齢に制限を設けているため必ずしも世帯員全員に届くものではありません。 封筒の中身については、作業員2名でチェックを行っているため、封入内容に間違いはないものとしています。
21	問い合わせ先はどこですか。	不明な点等ありましたら、都城市役所福祉課(0986-23-0935)まで問い合わせください。